

令和2年度子育て世帯への 臨時特別給付金の「」案内

このたび、令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「子育て世帯に関するは、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり、1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する」とことされました。

それを受けて、南阿蘇村でも、支給対象者の皆さんに本給付金の支給を開始します。
対象者には、5月下旬に通知を送付しております。（公務員の対象者には、所属庁から通知がある予定です。）

本給付金の受給には、特に申請など

の手続きは必要ありません（公務員の対象者は申請が必要です）。

●受給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している人

※児童手当が特別給付となつている世帯（申請者の所得が所得制限限度額を超過し、児童の年齢にかかわらず児童一人あたり5,000円の給付を受けている世帯）は支給対象外となります。

●受給対象児童

- ・令和2年4月分児童手当の受給対象児童（令和2年3月31日までに生まれた中学3年生までの児童）
- ・令和2年3月分児童手当の受給対象児童（令和2年度に新高校1年生となる児童）

●支給額

対象児童一人につき、1万円

●支給方法

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座に振り込みます。



村ホームページ
QRコード

〈問い合わせ〉
健康推進課
子育てワンストップセンター
TEL(67) 2715

阿蘇広域行政事務組合消防本部では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、その防止対策を強化しています。

そのため、救急隊が現場において、左写真のような防護服などの感染防止のために徹底した服装で救急活動を行う場合があり、救急活動が長くなることが予想されます。

写真のような服装での活動が必要にも新型コロナウイルス感染症患者への対応とは限りませんので、誤解のないようによろしくお願ひいたします。

また、119番通報される際も消防本部として保健所と同じように、体調面についての聞き取りを行います。

すので、通信員との通話が長くなることがあります。
聞き取り内容

- ①発熱症状の有無
②咳や痰、喘息などの呼吸器症状の有無
③頭痛や倦怠感などの風邪症状等の有無

119番通報の聞き取りを含め隊員の感染予防を徹底することで地域の皆様への感染も防ぐことを目的と

しています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

〈問い合わせ〉

阿蘇広域消防本部南部分署
TEL(62) 9034



阿蘇広域消防本部からのお知らせとお願い

ので、通信員との通話が長くなることがあります。